

放送大学教員免許更新講習規程

平成21年3月25日

放送大学規程第7号

改正 平成21年5月13日、平成22年3月10日、平成27年9月9日

(目的)

第1条 この規程は、放送大学学則第30条第4項に基づき、放送大学（以下「本学」という。）が実施する免許状更新講習（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3に定めるもの。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 本学が実施する免許状更新講習（以下「講習」という。）は、「放送大学教員免許更新講習」と称する。

(受入定員)

第3条 講習の受入定員は、年度ごとに別に定める。

(開設時期)

第4条 講習は夏期及び冬期の2期に実施するものとし、期ごとに講習科目を開設し、第12条第1項及び第2項に定めるところにより講習の修了又は一部の履修の認定を行うものとする。

(講習及び履修の方法)

第5条 講習は、放送教材を視聴（インターネットによる視聴を含む。）しての学修及び印刷教材についての学修により履修するものとする。

(講習を受講する者の身分)

第6条 講習を受講する者の身分は、教員免許更新講習生（以下「講習生」という。）とする。

2 講習生としての身分を有する期間は、講習科目の放送又はインターネット配信のいずれかの開始の日から、夏期については9月30日まで、冬期については3月31日までとする。

(講習科目)

第7条 講習科目の区分及び時間数は別表第1のとおりとする。

2 開設する講習科目は年度ごとに別に定める。

3 講習科目の1回の放送時間は45分とし、全ての受講者が受講する領域（以下「領域Ⅰ（必修）」という。）、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域（以下「領域Ⅱ（選択必修）」という。）、受講者が任意に選択して受講する領域（以下「領域Ⅲ（選択）」という。）については各々8回の放送（インターネット配信を含む。）及び第10条に定める修了認定試験をもって、6時間の講習とするものとする。

(受講の申込及び許可)

第8条 講習の受講を希望する者は、所定のインターネット申込の方法により受講の申込を行わなければならない。

2 前項の申込を行った者は、別表第2に定める講習料の全額を、所定の期日までに納付しなければならない。

3 学長は、前項の講習料の納付を完了した者に講習の受講を許可する。

(視聴確認)

第9条 講習生は、講習の各回を視聴済みであることを、放送教材（インターネット配信を含む。）中に示されるキーワードを所定のウェブページから期限までに入力することにより申告するものとする。

(修了認定試験)

第10条 講習の修了又は一部の履修の認定のための試験（以下「修了認定試験」という。）を受けるには、講習科目毎に前条に定める視聴確認が行われていなければならない。

2 修了認定試験は、各学習センター及び本学が別に定める学外試験場において行うものとする。

3 試験時間は1講習科目当たり30分とする。

(成績評価)

第11条 修了認定試験の成績は、○A(100点~90点)、A(89点~80点)、B(79点~70点)、C(69点~60点)、D(59点~50点)及びE(49点~0点)の6種の評語をもって表し、○A、A、B及びCを合格とする。

(講習の修了又は一部の履修の認定)

第12条 領域Ⅰ(必修)及び領域Ⅱ(選択必修)の講習科目の修了認定試験に合格し、かつ、領域Ⅲ(選択)の講習科目のうち3科目の修了認定試験に合格した者については、講習の修了を認定する。

2 いずれかの講習科目の修了認定試験に合格した者(前項の場合を除く。)については、講習の一部の履修を認定する。

3 学長は、前2項の認定を行った者に対して、教員免許更新講習修了証明書又は教員免許更新講習一部履修証明書(以下「証明書」という。)を発行する。

4 前項の証明書の再発行を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を添えて大学本部に証明書交付願を提出するものとする。

5 教育職員免許法施行規則別記第4号様式の規定により証明書中に記載する「履修認定年月日」は、講習の修了又は一部の履修の認定を行った日とする。

(受講許可の取消)

第13条 本学の規則に違反し、講習の実施を甚だしく阻害するなど本学の秩序を乱し、又は修了認定試験等において不正行為のあった者は、別に定めるところにより、教授会の議を経て、学長が受講許可を取り消す。

2 前項の受講許可の取消があった場合、当該講習生が既に修了認定試験を受験しているときは、当該講習生の当該期における全講習科目の受験を無効とする。

(講習料)

第14条 講習の受講に必要な費用は、講習料とし、講習料の額は、別表第2のとおりとする。

(講習料の返還)

第15条 納入した講習料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

一 本学の定める所定の時期までに受講を辞退した場合 入金された講習料のうち、別表第2に定める事務手数料の額を差し引いた額

二 その他やむを得ない事由があると認めた場合 講習料の範囲内で本学が認めた額

附則

1 この規程は、平成21年3月25日から施行する。

2 第13条に定める受講許可の取消の手続については、当分の間、放送大学学生の懲戒に関する規則第3条及び第4条を準用する。その際、「学生」とあるのは「講習生」と、「懲戒」とあるのは「受講許可の取消」と読み替えるものとする。

附則(平成21年5月13日)

この規程は、平成21年5月13日から施行し、改正後の放送大学教員免許更新講習規程は、平成21年4月21日から適用する。

附則(平成22年3月10日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成27年9月9日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1 講習科目の区分及び時間数

区分	時間数
全ての受講者が受講する領域	6時間
受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域	6時間
受講者が任意に選択して受講する領域	6時間

別表第2 講習料等

区分	時間数	金額
講習料	全ての受講者が受講する領域	1講習科目当たり 6,000円
	受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域	
	受講者が任意に選択して受講する領域	
教員免許更新講習修了証明書又は教員免許更新講習一部履修証明書の再発行に係る手数料		1通につき 200円
入金後から本学が定める所定の時期までの受講の辞退に係る事務手数料		2,000円